

質問に対する回答書

質問年月日	平成 29 年 2 月 1 日 (水)
工事番号	第 28-79 号
工事名	平成 28 年度 社会資本整備総合交付金事業 無名橋 (1071) 橋梁修繕工事
工事箇所	多気町 平谷 地内
質問内容	
<p>① 構造物撤去工で石積取壊しの運搬と処分については、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>② 仮設工の仮設排水管損料の計上において、積算根拠をご教示願います。</p> <p>③ ガードレールのガードレール設置工 (ベースプレート式) と、ガードレール 1 式の計上において、積算根拠をご教示願います。</p>	
回 答 日	平成 29 年 2 月 3 日 (金)
回答内容	
<p>① 再利用です。</p> <p>② 平成 28 年度 積算基準 (共通編・河川編・道路編) の運用及び参考資料を基に積算しています。</p> <p>③ ガードレール (Gr-C-2B-BPL) の設置費は、Gr-C-2B の設置費を準用しています。Gr-C-2B の設置費は、市場単価にて材工共となっているため、この市場単価から材料費を差引いた金額を設置費として計上してあります。</p> <p>ガードレール 1 式は材料費です。3 社見積りにより適正単価を採用しています。</p>	